

第2期芝山町

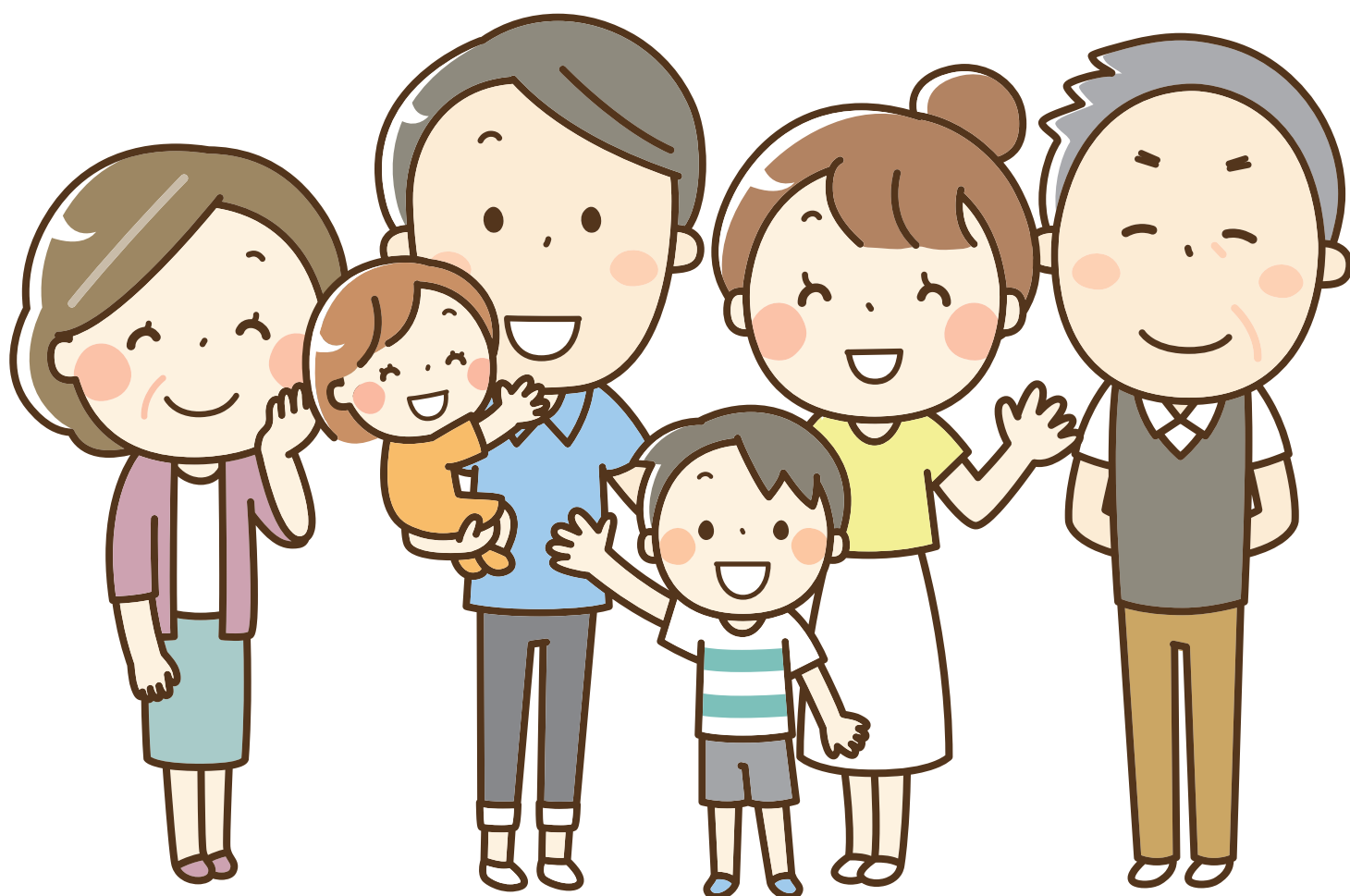
子ども・子育て支援

事業計画

概要版



芝山町キャラクターしばっくん



令和2年10月
芝山町

1 計画の背景と趣旨

国においては、「子ども・子育て支援新制度」（平成27年）の施行、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年）の施行、「子育て安心プラン」（平成29年）の公表等さまざまな子育て支援対策が進められてきました。

芝山町においても、これらの社会的背景等を踏まえ、教育・保育・子育て支援の充実を図り、計画的に給付・事業を実施するために、「第1期芝山町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年）を策定し子育て支援施策に計画的に取り組んできました。第1期計画が令和元年度末をもって満了することから、引き続き子育て支援施策の充実を図るため、「第2期芝山町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、児童福祉法の根拠法として策定しています。

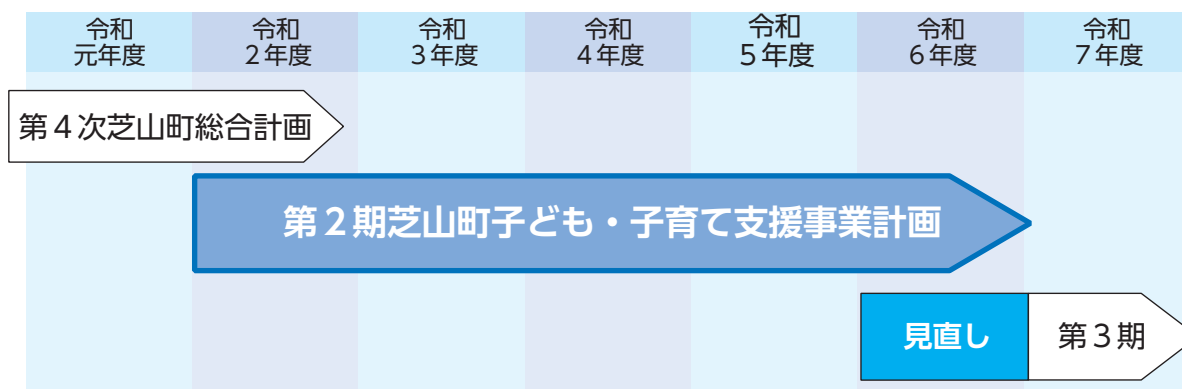
より詳細にみると本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、子ども・子育て施策の基本的方向や目標を示すとともに、国から示された基本指針に即して、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、それらの提供体制を定めるものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として位置づけるとともに、児童福祉法第56条の4の2に基づく「市町村整備計画」及び国の「健やか親子21」に基づく「母子保健計画」の内容を含む計画としています。

さらに、「第4次芝山町総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本町が進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するものとします。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

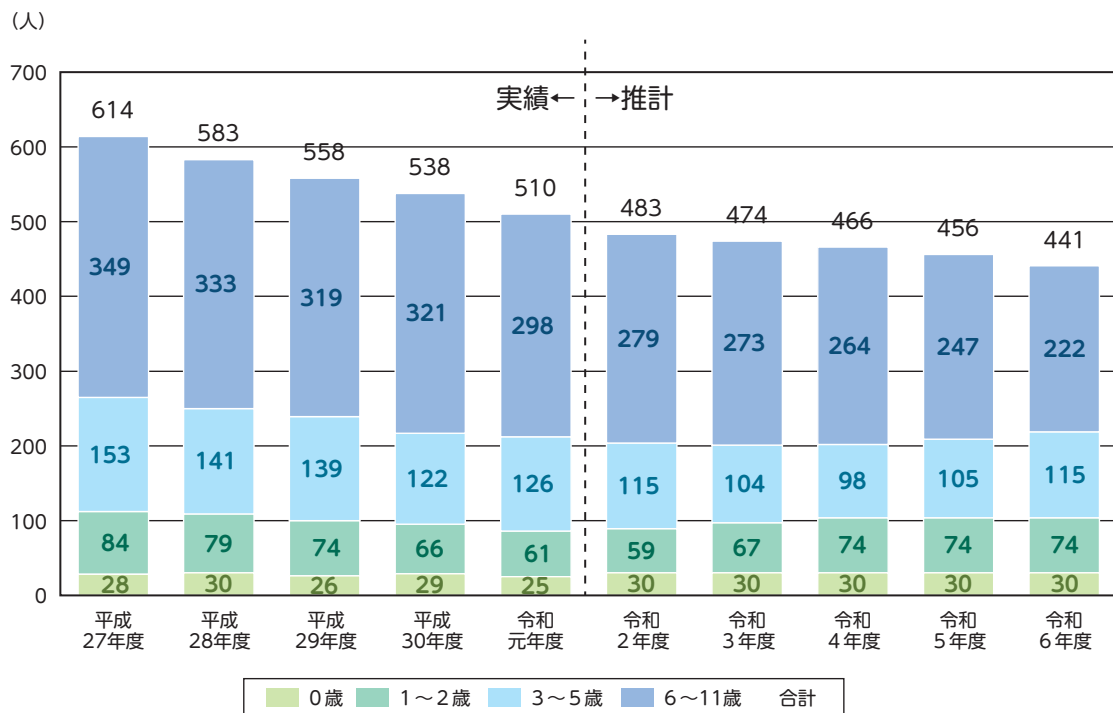
計画の期間



4 児童数の推移

本町の児童数（0～11歳）は、令和元年度（9月30日）現在、510人となっており、平成27年度と比べると104人減少しています。就学前児童（0～5歳）が53人、小学生児童（6～11歳）が51人それぞれ減少となっています。また、将来児童数の推計としては、計画の目標年次である令和6年度には児童数（0～11歳）が441人、就学前児童（0～5歳）は219人、6～11歳の小学生の人口は222人と予測されます。

児童数の推移



5 基本理念

本事業計画である子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とします。子育てを取り巻く環境が変化する中で、子育て支援にあたっては、子育ては子育て家庭を基本としつつも子育て家庭だけではなく、行政の支援はもとより地域社会や企業も含めた社会全体での取組が必要となっています。

このため第1期芝山町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を引き続き継続し、第2期計画の基本理念を「子育て 子育てをみんなで支えるまち しばやま」とし、子どもたちの成長が、家庭や地域の人びとの温かいまなざしと支えの中で育まれていくまちづくりを目指します。

基本理念

「子育て 子育てをみんなで支えるまち しばやま」

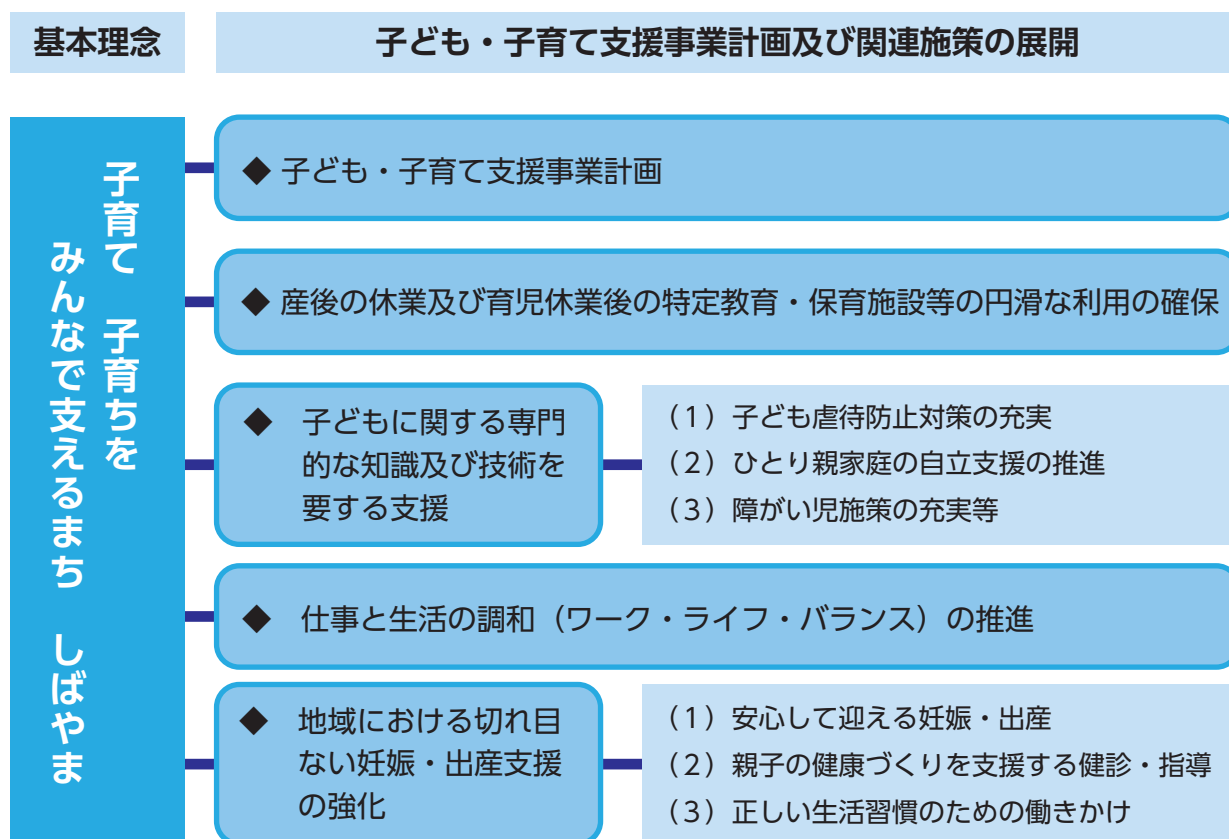
6 基本方針

本計画では、基本理念の実現に向けて、これまで進めてきた第1期芝山町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、次の4つの基本方針とします。

- 子どもの幸せを第一とした支援をします
- すべての子育てをする親の支援をします
- 地域ぐるみの子育てを支援します
- すべての子育て家庭のニーズに合わせ支援します

7 施策体系

施策体系



8 子ども・子育て支援事業計画

(1) 教育・保育に関する量の見込み

計画期間における幼児期の学校教育・保育の「量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。現在の教育・保育の利用状況を基本として、保護者の利用希望などを勘案して、以下の区分で設定します。

教育・保育に関する量の見込み

区分	年齢		国の手引きによる利用意向率の基本的な算出方法
1号認定	3～5歳	学校教育のみ	「幼稚園」「認定こども園」の利用を希望する割合
2号認定		幼児期の学校教育の意向が強い	「幼稚園」の利用を希望する割合
		保育の必要性あり	何らかの教育・保育施設・事業の利用希望がある者の割合から上記（幼児期の学校教育の利用意向が強い者）を控除した割合
3号認定	1～2歳		0歳及び1～2歳において何らかの保育施設・事業の利用希望のある者の割合
	0歳		

(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法においては、基本的記載事項として、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。

本町では、芝山町全域をひとつの「教育・保育提供区域」として設定します。

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策

潜在家庭類型別の将来児童数に、幼稚園、保育所、認定こども園など利用したいと回答している利用意向率を掛け合わせることで、認定区分ごとのニーズ量を算出します。

認定区分ごとのニーズ量及び確保方策

単位：人

		3歳以上			0～2歳	
		1号認定	2号認定		3号認定	
		幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望0歳	保育所希望1～2歳
令和2年度	量の見込み	12	4	101	6	41
	確保方策	15	5	149	6	60
	過不足分	3	1	48	0	19
令和3年度	量の見込み	11	3	92	6	47
	確保方策	15	5	149	6	60
	過不足分	4	2	57	0	13
令和4年度	量の見込み	10	3	86	6	52
	確保方策	15	5	149	6	60
	過不足分	5	2	63	0	8
令和5年度	量の見込み	11	3	92	6	52
	確保方策	15	5	149	6	60
	過不足分	4	2	57	0	8
令和6年度	量の見込み	12	4	101	6	52
	確保方策	15	5	149	6	60
	過不足分	3	1	48	0	8

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

潜在家庭類型から利用意向率・意向日数等を計算し、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出します。

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①利用者支援に関する事業（利用者支援）	か所	1	1	1	1	1	
②時間外保育事業（延長保育事業）	人/日	88	87	88	91	95	
③放課後児童健全育成事業 （学童クラブ）	低学年	人/日	67	66	63	67	63
	高学年	人/日	51	56	57	48	47
④子育て短期支援事業 （ショートステイ、トワイライトステイ）	人/年	0	0	0	0	0	
⑤乳児家庭全戸訪問事業	件/年	30	30	30	30	30	
⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域 協議会その他の者による要保護児童等に対する 支援に資する事業	人/年	—	—	—	—	—	
⑦地域子育て支援拠点事業	回/年	1,584	1,728	1,848	1,848	1,848	
⑧一時預かり事業	預かり保育（幼稚園）	人/年	1,014	917	864	926	1,014
	一時保育（保育所）	人/年	240	240	240	240	240
⑨病児保育事業（病児・病後児保育事業）	人/年	31	31	31	31	32	
⑩子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	人日	0	0	0	0	0	
⑪妊婦に対する健康診査を実施する事業 （妊婦健診）	人/年	30	30	30	30	30	

(5) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

① 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実について

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を進めていきます。また、子どもの成長に応じた子育て施策の充実や質の高い教育・保育の提供など、環境の整備に努めます。

② 地域における教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

教育・保育施設と地域型保育事業者間の連携への支援を進めていきます。

③ 保育所と小学校との連携

幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続のため、それぞれの職員による意見交換の場の設定など、小学校教育への連続性が確保できるよう緊密な連携を図っていきます。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保や保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮した給付を行っていきます。

9 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育事業の利用をできるよう、休業中の保護者に対して情報を提供するとともに、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスが実施できるよう、継続的な支援に努めます。

10 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

(1) 子ども虐待防止対策の充実

児童虐待の防止に向けて、親と子の心の健康づくりや「乳児家庭全戸訪問事業」の実施などを通じて養育支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。

子育て支援センターにおいて、保護者の育児への負担や不安の解消に努めます。
要保護児童対策地域協議会において、個々のケースに対応しています。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

情報提供や相談支援をはじめ、各種手当の支給や医療費の助成など経済的負担軽減、就労支援などに努めます。

(3) 障がい児施策の充実等

各種健康診査等の実施を推進し、障がいの早期発見に努めるとともに、一人ひとりに応じた丁寧な支援に努めます。発達障がいについて適切な情報の周知や家族支援に努めます。また、通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもへの適切な教育支援を行います。

11 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、男性と女性が互いに協力して家庭を築き、子育てができるよう、環境の整備や意識の醸成に取組み、育児休業等の普及促進と多様な働き方の実現を促進します。

12 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化

(1) 安心して迎える妊娠・出産

安心して出産を迎えられるよう母子健康手帳の交付を実施するとともに、妊婦健診の受診を促進し、妊婦の健康の確保に努めます。また、妊産婦への相談・情報提供を図ります。さらに乳児全員を訪問し、相談・指導を行います。

(2) 親子の健康づくりを支援する健診・指導

乳幼児健診は未受診者のフォローを徹底するとともに、継続的な支援が必要なケースは個別相談を実施し、発達の心配のある親子を支援します。保健師が関係機関と連携し、子どもの成長にあわせた保健活動を促進します。

(3) 正しい生活習慣のための働きかけ

親の生活習慣が子どもの生活習慣に大きく影響することから、子どもの頃から望ましい食生活や生活のリズムを確保できるように保護者に働きかけるとともに、喫煙・飲酒の習慣などについての啓発を継続して取組みます。

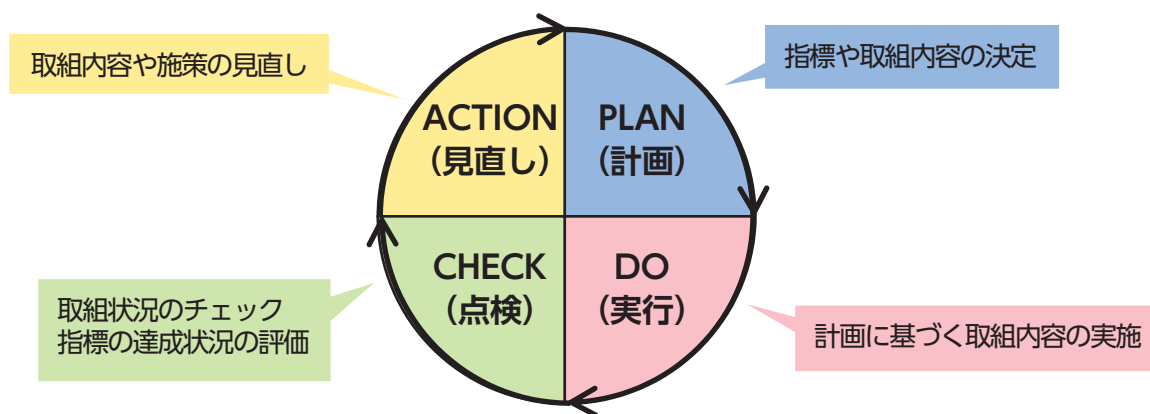
1 3 計画の推進

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映し進めていきます。

1 4 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。この取組を評価するため、利用者の視点で事業の点検及び評価を行い施策の改善につなげます。計画、実行、点検、見直し（PDCA）の観点から、計画の推進に際して、関係機関との意見交換等を通じて、本計画の検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。

PDCAの流れ



第2期芝山町子ども・子育て支援事業計画（概要版）

令和2年10月

発行者 芝山町
〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992
TEL 0479 (77) 3914
編集 芝山町 福祉保健課 子育て支援係